

淡路市農業委員会だより



令和8年3月発行第2号

発行・編集 淡路市農業委員会

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 TEL 0799-64-2516(直通)

◇淡路市農業委員会の活動について◇

令和7年度農地パトロール



▶ 出発式の様子

遊休農地の発生防止・把握を目的とした農地パトロールを農業委員と農地利用最適化推進委員が各担当地区に分かれて、実施しました。また、淡路市役所にて行った農地パトロール出発式では、戸田淡路市長にご参加いただき、激励の言葉をいただきました。

農業委員会地区別研修交流会を実施しました!!

公益社団法人ひょうご農林機構が主催する淡路島内三市の農業委員会の委員参集のもと、昨今の農政情勢等についての研修交流会を淡路市防災あんしんセンターで実施しました。研修交流会では、農業委員会の運営や業務の遂行方法を中心に、各市で実施している方法などについて、委員間で意見を交わしました。今後の業務遂行に必要な知識の習得及び参考事例を把握することができ、有意義な研修交流会となりました。

◇淡路市農業委員会からのお願い◇

農地の適正な管理をお願いします!!

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります。農地の適正管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫発生や鳥獣被害の温床となるだけでなく、火災発生の原因やゴミの不法投棄による悪臭の発生原因、花粉の飛散など、近隣農業者や周辺住民の方々にも多大な迷惑となる可能性があります。農地を所有する方は、定期的に草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。

農地を相続した時は、農業委員会へ届出を!!

相続等（遺産分割・包括遺贈を含む。）により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出をする必要があります。

届出の様式は、農業委員会事務局窓口または淡路市ホームページにて入手することができます。

農地の違反転用はやめましょう!!

農地を農地以外の用途に変更することを農地転用といい、兵庫県無許可での農地転用や許可内容と異なる目的に転用した場合は、**原状回復を含めた是正指導や罰則が課せられる**場合があります。

STOP!!



●全国農業新聞●

見やすく! 分かりやすく!
充実した農業・農村の情報を届けます。

購読料 月額900円(税込)
発行元 全国農業会議所
発行日 毎週金曜日
申込 農業委員会事務局まで



←詳しくはこちら
【全国農業会議所HP】

※このチラシは雑がみです。不要となった場合は、資源ごみのその他紙類としてリサイクルにご協力をお願いします。

